

岩手県告示第465号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の規定により定めた三陸北沿岸海岸保全基本計画及び三陸南沿岸海岸保全基本計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、沿岸広域振興局土木部及び土木部土木センター並びに県北広域振興局土木部並びに沿岸各市役所及び町村役場に備えておいて縦覧に供する。

平成28年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也